

**松戸市都市公園整備活用推進委員会資料
(第11回)**

令和3年1月25日

松戸市街づくり部公園緑地課

目次

- 資料1 諮問書(写)
- 資料2 今後のスケジュール(案)
- 資料3 21世紀の森と広場パークマネジメントプランの
構成案

資料 1

諮 問 書 (写)



松街公第 1103 号
令和 3 年 1 月 25 日

松戸市都市公園整備活用推進委員会
委員長 田代 順孝 様

松戸市長 本郷谷 健 次



諮 問 書

松戸市都市公園整備活用推進委員会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項を諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 21 世紀の森と広場におけるパークマネジメントプランの策定に関すること
- (2) 新たなマネジメントシステムの構築、推進に向けた民間事業者等との連携体制の検討に関すること

2 諮問の趣旨

平成 30 年 7 月に諮問いたしました事項に対し、「21 世紀の森と広場パークマネジメントプランの基本的方向性」をまとめていただき、次の任期において「21 世紀の森と広場パークマネジメントプラン」の本編を策定することとする答申を拝領いたしました。

21 世紀の森と広場のさらなる魅力向上と、公園のみならず地域の魅力向上を目指し、具体的な施策や実施期間等を記載した「21 世紀の森と広場におけるパークマネジメントプラン」の本編の策定に向けて、引き続き貴委員会でのご検討をお願いいたします。

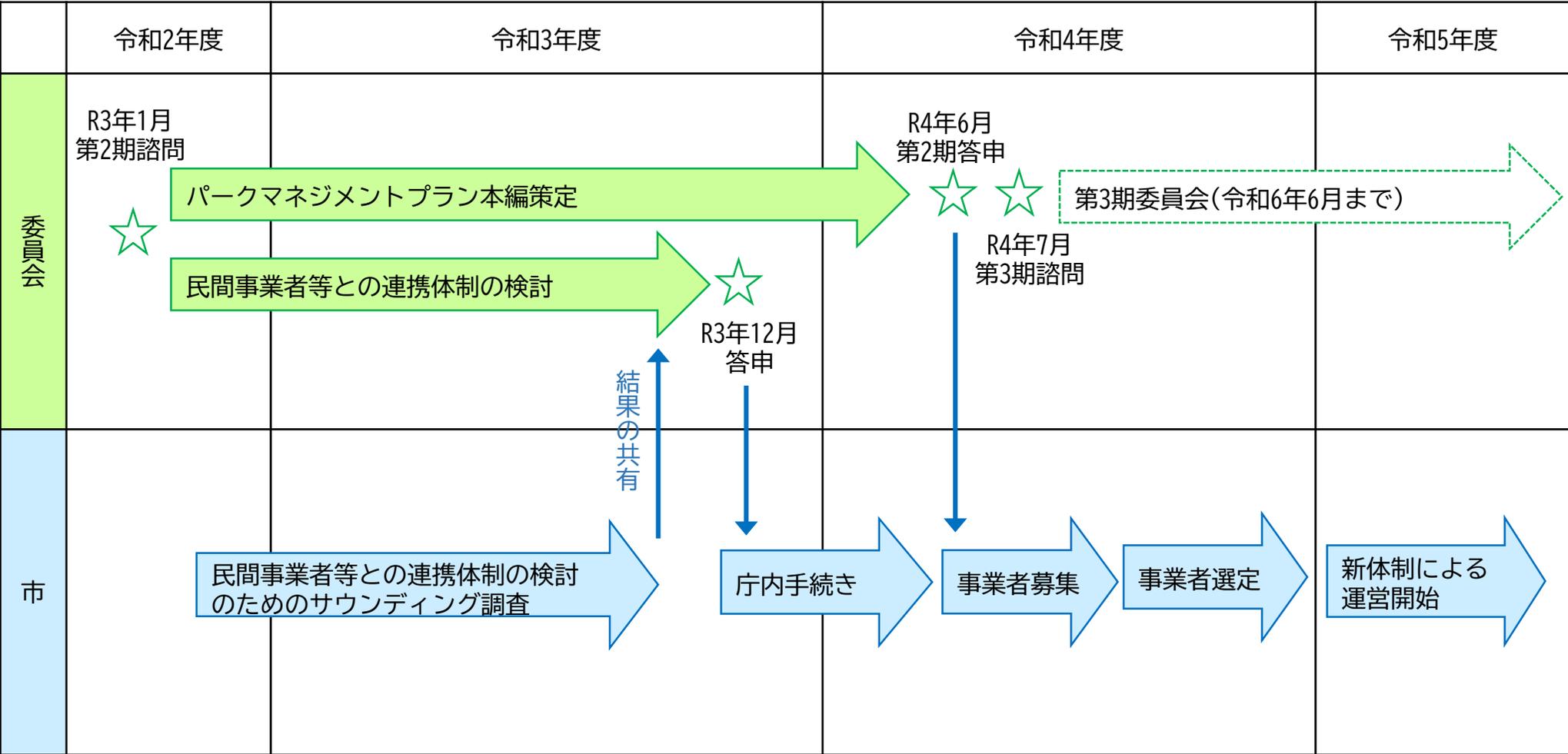
「21 世紀の森と広場パークマネジメントプランの基本的方向性」においてご提言いただいた、市民や民間事業者など多様な主体が参画する新たなマネジメントシステムの構築、推進に向けて、民間事業者等とのさらなる連携を進めることが不可欠であることから、貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

3 答申を希望する時期

諮問事項(1)については、令和 4 年 6 月を目途に、諮問事項(2)については、令和 3 年 12 月を目途にそれぞれ答申をお願いいたします。

今後のスケジュール(案)

○今後のスケジュール(案)



21 世紀の森と広場
パークマネジメントプラン
構成案

今後検討すべきパークマネジメントプランの構成や内容

基本的方向性より抜粋

今期の委員会では、21世紀の森と広場が新たな管理運営を行うために、今までに無い計画や仕組みとして、パークマネジメントプランのイメージを示しました。今後は、より実効性、持続性の高いマネジメントプランを策定するために、課題の抽出・分析、計画全体における枠組みの設定、計画期間や計画目標、詳細な取り組み内容等について検討します。

- (1) パークマネジメントプランを策定するために検討すべき課題の抽出
 - ・市民の財産としての、適正な整備・管理・運営による22世紀への継承
 - ・効果的な公園や地域の有する資源やポテンシャルを活かしたパークサービスの提供
 - ・社会や市民のニーズ（社会・公園）に見合った目標と目的の設定
 - ・多様な主体で構成される新たな組織の機能・責任・権限の明示
 - ・多様な主体が融合的かつ柔軟に参画できるマネジメントシステムの具体像構築
 - ・新しい概念の都市公園の新しいモデルとなるような持続性・自立性を持ち、人材を育成することのできるマネジメントの実践

- (2) パークマネジメントプランの枠組みの設定
 1. 策定の背景と目的
 2. パークマネジメントプランの基本的考え方
 3. 21世紀の森と広場の現状と課題
 4. 21世紀の森と広場の将来像
 5. マネジメントシステムの内容
 6. マネジメントプラン及び取り組みの内容
 7. マネジメントプラン運用の原則

- (3) マネジメントプランの計画期間と目標の設定検討
 - ・目指す将来像の実現に向けて、計画期間をおおむね10年とし定期的に見直します。
 - ・今回の答申ではプランの内容、構成について基本的方向性を提示します。
 - ・21世紀の森と広場の将来像やマネジメントプランで実現する計画の目標及び具体的な内容は取り組みの内容（アクションプラン）に合わせて、次期の委員会で設定、検討します。
 - ・実施すべき取り組みの内容は柔軟なものとし、各主体が協働して行い、定期的に進化させていきます。

○21 世紀の森と広場パークマネジメントプランの構成案

基本的方向性そのまま
⇒社会情勢の変化等を
随時追記していく

1. パークマネジメントプラン策定の背景と目的

松戸市は、市域の中心にある千駄堀地域を松戸市の最大かつ重要な緑のオープンスペースとして位置づけ、21 世紀の都市生活におけるオアシスとして 21 世紀の森と広場を整備しました。高度経済成長期以降の人口急増期に構想・建設が始まり、平成 5 年（1993 年）4 月の開園以降、自然尊重型都市公園として「千駄堀の自然を守り育てる」というコンセプトのもとに四半世紀以上にわたって管理・運営がなされ、現在の姿が実現しています。

この間松戸市は人口 50 万人が間近に迫る大都市に発展し、21 世紀の森と広場は人々のライフスタイルに深く溶け込み、地域の財産として、市民生活の糧となっていますが、一般的に公園に求められる役割は昭和から平成、令和に至る社会・経済状況の中で大きく変化し、現在では持続可能な社会の実現と連動するライフスタイルの創造が希求されています。そのための根幹的役割を果たす公園は、公園だけの機能・効果を発揮するのみならず、その周辺を含む広範な地域に対する波及効果も包含した、新たな公園づくりの施策が求められています。

同時に公園の管理行政を取り巻く状況も大きく変化しています。自治体の恒常的な財政状況の悪化に伴う個別事業の財政改革、公共事業抑制、公園への財政支出の抑制が行われており、これは整備及び管理運営の両面において顕在化し、特に管理費の削減という深刻な事態に直面しています。このことが公園の持つ潜在的な価値の低下を招き、市民に対して公園の価値を還元できない状況が生まれています。これらは、ネガティブインパクト（マイナス面の影響など）としてとらえることができます。

また、社会基盤（資本）の一つと位置付けられている公園そのものの存続にかかわる事柄として、地球温暖化に伴う地域レベルの環境問題や市民のライフスタイルの進化に伴って発生する公園の施設や環境に対する対処の内容が大きく様変わりしています。都市生活に欠かせない緑の空間インフラとして、あるいはレクリエーションの場として果たしてきた土地や自然の機能や形態の有り様に対する市民意識や要求がドラスティック（抜本的）に変わろうとしています。緑の空間インフラとしては環境の質に直接関わる生物多様性の保全や維持、レクリエーションの場としては新しい様式の高度なライフスタイルの実現に大きく関わる様々な公園施設（サービス）の機能や質的水準の向上が強く求められています。それと並行して、少子・高齢化、多様な民族の集住、様々なニーズを有する人による利用機会の増大などに伴い、従来健常者や成人を中心に考えられていた利用の在り方が大きく変わろうとしています。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてニューノーマルという考え方も定着しつつあります。これらの事柄も、ネガティブインパクトとして考えてしまうことも多いようですが、実は公園にとってのポジティブインパクト（プラス面の影響など）ととらえ直すことで、新たな発想の転換が生じるはずで、例えば、ライフスタイルの変化に応じて公園の利用や存在機能の考え方も大きく変わっ

てきており、周辺地域との関係も大きく変わってきています。公園行政が公園から地域へと対象範囲を広げ、地域と公園が一体となって公園の価値を還元する新たな行政施策が必要になっているのです。21世紀の森と広場においても、自然を基盤としたレクリエーション空間としての素晴らしい価値を松戸の都市全体に還元することが必要となっており、管理運営方法の進化による新しいニーズへの対応が迫られています。

そのためには新たな投資が不可欠ですが、先に触れたような長期的財政緊迫の状況下では行政だけに管理システムの向上や財源的支出拡大を委ねることはできません。そこで、新しい発想としてパークマネジメントという概念を導入してパークマネジメントプランを用意し、公民連携システムの構築により知恵とファンドを共有し、効率的、先進的な運用を図ることが必要なのです。つまり、ネガティブインパクトをポジティブインパクトに転換して新たなマネジメントシステムを構築することがその根幹であります。

このような考えのもとで、当委員会において21世紀の森と広場が目指す公園の将来像を検討し、その実現に向けた新たな取り組みを行うための「パークマネジメントプラン」を策定することとしました。今期の委員会ではそのための基本的な現状把握及び課題の抽出と検討を行い、次年度以降に策定を行うためのプランの基本的方向性をまとめました。

検討の流れと概要は以下のとおりです。

2. パークマネジメント及びプランの基本的考え方

基本的方向性そのまま

これまでの公園は、設置者・管理者である行政機関が規則に基づいて維持・管理を行ってきましたが、行政改革の流れの中で、長期的な財政緊縮という状況下において効率的かつ新しいニーズに応えられる方法と仕組みが模索されてきました。パークマネジメントとは、公園の持つ価値と魅力を高めるために行う新しい管理・運営の仕組みの総体です。

松戸市が考えるパークマネジメントとは、市民、民間実務者（高度な専門知識・技術を持つ）、公園関係専門家（活動家）、行政機関など、多様な主体がそれぞれの立場を尊重し、持てる能力を融合して管理・運営組織を構成し、多面的かつ柔軟性のある管理・運営業務を行い、公園と地域の魅力を向上させ、新しいライフスタイルの発信に資する施策を実践する仕組みのことであります。

多様な主体の結合体を「みんな」（仮称）と総称し、それぞれの得意分野を最大限活かし、「みんな」が互いの能力を融合し、成果を共有できるような形で参画、行動することで、パークマネジメントの事業が効果的に運営され、発展的に継続し、次世代へとつながっていくことが期待されます。

こうした多様な主体の連携によるパークマネジメントの実践によって、公園と地域が一体となって生活基盤を向上させ、新しいライフスタイルの創造に寄与し、市民のシビックプライド(誇り)を高めるための重要な役割を担うものです。

パークマネジメントを実践するためには、従来の公物管理の発想、仕組み、手法から脱却し、公民連携実務を基盤に据えて多様な主体が責任をもって実効性を高める方法で参画する新たな仕組みの構築が必要です。この仕組みを稼働させるための理念と指針を示した業務上の具体的行動規範が「パークマネジメントプラン」です。

以上のことを踏まえてパークマネジメントプランを 21 世紀の森と広場の管理運営の基本方針として位置づけます。その内容の骨格は次の事柄によって示されます。

○管理運営の基本方針の骨格

- ・パークマネジメントプランは多様な主体によって共有される
- ・管理目標・水準・手法・費用の公開・共有を図る
- ・新しい運営組織を創出し、創造性豊かな仕事を展開する

3. 21世紀の森と広場の現状と諸課題の検証

基本的方向性そのまま
⇒次年度以降実施する調査
の結果を反映させる

(1) 21世紀の森と広場の現状と課題

①管理運営に関する基本的事項

- ・自然尊重型の都市公園として、市が整備、管理している（人工公物管理）
- ・パークセンターが管理拠点である
- ・ゾーンごとにみどりに関する保全と活用の方針を定めている（管理・運営指針ではない）
- ・年間約60万人が来園しているが広域的な地域からの来園は少ない
- ・イベントを多数実施しているがイベント以外での滞在時間が短い
- ・ペットを連れての入園を禁止している
- ・夜間利用を制限している
- ・広域避難所となっている
- ・緊急時にヘリコプターの離発着が可能である
- ・園内に市の施設である博物館と森のホール21（多目的ホール）があるが管理者が異なっており、有機的連携は薄い

②施設の管理・運営状況

- ・パークセンターでは、みどりに関する講習会を定期的で開催している
- ・自然観察舎では、望遠鏡を備え付け、利用者の自然観察に供している
- ・カフェテラスや里の茶屋など飲食施設が稼働しているが、利用効率の面で改善が必要とされている
- ・バーベキュー場が設置されており、利用が多い
- ・園路やトイレなどの老朽化が著しい
- ・バリアフリーへの対応が不十分であり、抜本的改善が必要である
- ・トイレなど便益施設の改良及び管理状況が不十分である

※上記のように園内公園施設の老朽化及び機能低下が著しく、早急な改良・改善が必要とされている

③自然尊重の成果及び自然特性

- ・地域固有の里山の環境が残されている
- ・一部区域で立入禁止措置を講じている
- ・いきものの生息空間の保全は効果を発揮している
- ・池には多種の野鳥が飛来し、様々なトンボ類や水生昆虫など多くの種が見られ、生物多様性の保全に寄与している
- ・湧水付近ではホタルの生息が確認されている
- ・樹林地では、林床性のラン科植物など貴重な植物が確認されている
- ・重要種、在来種が確認できる一方、外来種が増加傾向にある

※上記のような自然特性は把握できているものの、より詳細なモニタリング調査が不足しており、戦略的な保全計画が確立されていない

④経営的視点で見た管理・運営状況

- ・市が直接管理（人工公物管理）しており、運営の柔軟性が低い
- ・多様な市民（個人・団体）により利用されている
- ・公園情報はホームページ、広報、SNSなどを活用しているが、発信力が弱い
- ・隣接する市営の文化施設との利用連携は脆弱である
- ・駐車場等の施設の経営は借地料の設定等による改善が必要とされる
- ・維持管理に関わる情報の伝達が不十分で広範な共有が必要とされる
- ・施設拡充・改善等のための投資的経費は縮小の一途である

※経営主体としての民間事業者との連携も含めた新たなシステムへの移行が必要である

(2) この公園を取り巻く地域の現状と課題

- ・人口約 50 万人都市の基幹施設
- ・住みやすさの評価が高い
- ・共働き子育てしやすい街ランキング全国編 1 位（日経 DUAL2019 年）
- ・住宅市街地としてのポテンシャルが高い
- ・樹林地と畑が多く残存している
- ・周辺地域に小中学校が複数ある
- ・総合病院、図書館が隣接している
- ・公園内に市営文化施設（森のホール 21、博物館）が立地している
- ・隣接地域に競合するレクリエーション施設が多数ある
- ・区域内に都市計画道路が計画決定されている（長期未着手）

【参考】公園管理行政を取り巻く一般的状況

- * 公民連携の推進
- * グリーンインフラの活用
- * 都市問題、社会的課題へのリソース
- * 自治体行財政改革の推進
- * 公共事業抑制
- * 公園ニーズの大きな転換・社会的価値改変
- * 公園用地の転換インパクト・都市計画事業
- * 公園形態の多様化・戸外活動
- * 利用者層の多様化
- * 自治体財政の悪化
- * 公園への歳出の緊縮

(3) 利用者から見た公園の評価と課題(利用者アンケート調査の結果より)

- ・公園全体の総合評価としての満足度は高い
- ・自然を楽しむ目的での来園が多い
- ・徒歩での来園が多い(公園周辺地域からの来園が多数)
- ・平日の来園者は60歳以上の人が多く、散歩や自然を楽しむ人が多い
- ・休日は30~40歳代の来園が増え、子どもを遊ばせる人が増える
(休日は家族連れが増加)
- ・里の茶屋、トイレの改善の必要性が高い
- ・飲食施設としておしゃれなカフェやコンビニが求められている
- ・パークセンターや自然観察舎では、公園の自然の特性を生かした運営が求められている
- ・イベント等の情報をわかりやすく発信する必要がある
- ・ペットの入園について、前向きな意見と慎重な意見がある

【参考】21世紀の森と広場の現況

○空間的立地条件を端的に示す計画平面図

計画平面図はこの公園の整備の姿を示したもので、主要な公園施設の配置と基盤となる自然（千駄堀池と樹林地）の立地を示している。

主要な施設は、基幹的広場（光と風の広場、つどいの広場）、自然生態園、管理施設（パークセンター）、各種便益施設（里の茶屋、バーベキューセンターなど）、竪穴式住居（復元）、駐車場、各種園路などが示されている。このほかに森のホール 21 及び博物館の文化施設が立地している。

また構造を規定するものとして3つの都市計画道路（計画決定済み）が明示されている。



【参考】21世紀の森と広場の管理区分ゾーニング

○管理区分ゾーニング

このゾーニングは公園区域を自然、レクリエーション、文化という3つに区分し、さらにそれらの中に区分の特徴を生かした施設配置の原則と、配置される個別施設をゾーンとして空間的に区分したものである。

ゾーンは8つに細分化され、これが管理・運営の空間区分として位置づけられている。

基本方針に基づいて、3つのテーマに沿った基本計画を策定し、公園建設されています。

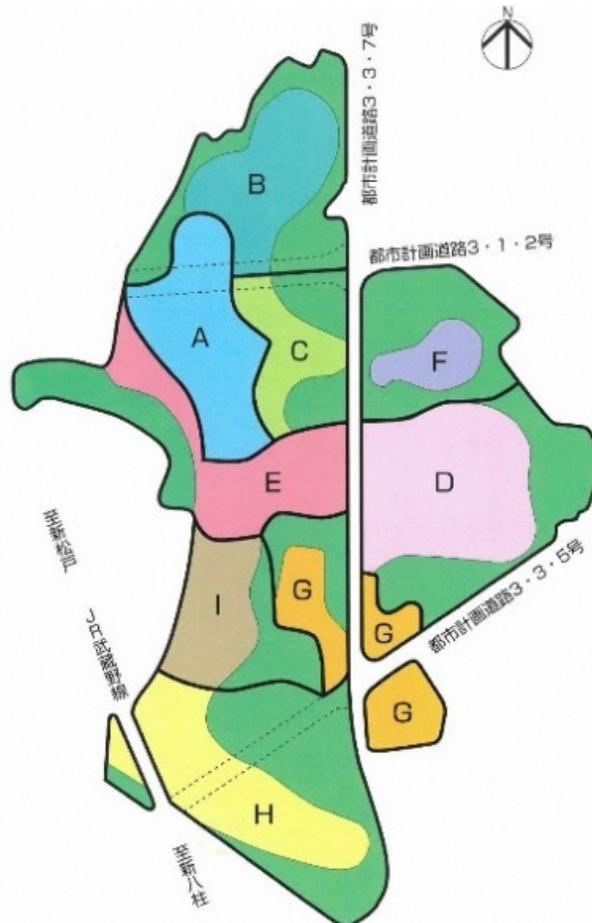
ゾーニングにあたっては、

(自然)

(レクリエーション)

(文化)

の3大ゾーンを軸としてそれをさらに小ゾーンで細かく区分しています。



テーマ(大ゾーン)	小ゾーン(名称)		内 容	主 な 施 設
	位置			
自 然	A	水ゾーン (池)	人間と水とのふれあい空間としての機能を付与しています	池、中の島、放流塔
	B	自然生態ゾーン (いきものたちの谷津)	生きものたちの生息空間として、保全、保護する又、観察できる機能を付与しています	自然観察舎、湿地観察園
	C	自然観察ゾーン (四季の山野辺)	自然観察のセルフガイドの場としての機能を付与しています	野草園、樹林散策路、ながれ
レクリエーション	D	広場ゾーン (光と風の広場)	開放的な空間と避難広場としての機能を付与しています	芝生広場、湧水池、せせらぎ
	E	水辺ゾーン (水とこかげの広場)	市民のふれあいの場としての機能を付与しています	池の広場、河原、パークセンター、カフェテラス
	F	野外活動ゾーン (木もれ陽の森)	野外活動の場としての機能を付与しています	デイキャンプ場、研修センター等
文 化	G	文化施設ゾーン (縄文の森、中央口周辺)	屋内文化活動の場としての機能を付与しています	森の工芸館、博物館、森のホール21
	H	雑し物ゾーン (つどいの広場)	野外文化活動の場としての機能を付与しています	芝生広場
	I	里のゾーン (みどりの里)	農村伝統文化、農村景観等、里のイメージを持たせています	水田、畑、せせらぎ、茶店
		既存樹林 (生命の森)	21世紀の森と広場の「命」である「みどり」を守り育てています	既存樹林、散策路

基本的方向性そのまま

⇒肉付けして文章化する

4. 21世紀の森と広場の将来像の想定

社会情勢や本公園へのニーズ、本公園の現状等を踏まえ、パークマネジメントプランの実行によって実現される本公園の今後のあるべき姿は以下のようなものです。

○自然の価値の順守

21世紀の森と広場を造る目的でもあった自然環境は、構想が始まった頃から数えて40年以上を経て大きく成長しており、これからも都市部に残る貴重なみどりとして、市民が誇るみんなの財産として守り育ててゆく。

○ライフスタイルへの適合

大きく変化する公園を取り巻く環境の推移を見極め、ライフスタイルの進歩・向上と連動するように公園の機能が拡充される。

○豊かな暮らしとの連動

人々の暮らしの一部として公園が果たすべき役割をみんなが実感できる。

○地域との連携の強化

公園の外（地域）との連携を深め、公園の価値を地域に還元される。人々の暮らしの場として、子育てや健康づくり、安全・安心の確保といった役割を持っており、これらの機能が公園との連携で実現する。

○実効性、持続性の高いシステムの構築

多様な主体が互いの立場を尊重して緩やかに結びつき、それぞれの得意分野で活躍できるような、実効性、持続性の高い新たなマネジメントシステムを構築する。

○相乗効果の創出

新しいマネジメントシステムの実践により、地域と公園が互いにそれぞれの価値と魅力を高めあう相乗効果を生む。効果は松戸市全体に波及し、市民はみどりと暮らせる豊かさを実感できる。

5. 実現のためのプランの期間と目標の設定

令和5年度からの新体制
移行を踏まえて設定

- 計画期間：令和5年4月～令和15年3月の10年間
(※ただし、定期的に見直しを行う)
- 目標：取り組み内容に合わせて設定

6. プラン策定のための検討の視点

基本的方向性そのまま
⇒肉付けして文章化する

公園と地域を取り巻く社会情勢を反映し、公園の価値の増幅と魅力向上という視点に基づいてプラン策定の検討を行います。

○自然環境の保全・活用の場としての公園

これまで守り育ててきた自然環境をベースとして、さらなる保全・活用と生物多様性の向上

○新たなライフスタイル実現のためのコア施設としての公園

社会経済の発展に応じて進化するライフスタイルに順応できるプレジャーグラウンドとしての機能と空間

○誰もが快適に利用できる公園

老朽化した施設の改修に伴うユニバーサルデザインやインクルーシブデザインの導入と、ニーズに合わせた施設のサービス水準向上

○レジリエントな空間機能を持つ公園

防災機能を中心とし、様々な社会機能の持続性を実現するレジリエントな環境施設

○多世代・多文化交流の拠点となる公園

多世代共創、多文化共生による地域づくりと、敏感かつ柔軟に連携する機能を十分に発揮できる市民交流拠点

○多様な市民活動の展開の場としての公園

市民が主体となって行う、伝統的かつ新しい楽しみ方を実現するための場

○次世代育成の場としての公園

自然環境を次の世代へ引き継ぐための環境教育と人材育成の場

○グリーンインフラ機能を発揮できる公園

国際水準の技術・施策の取り組みが展開されるグリーンインフラとしての公園

基本的方向性の7と8を統合
⇒具体的な施策を盛り込んでいく

7. プランで取り上げる主要な施策

将来像を実現するための基本的方策の項目、新しい仕組みのイメージを検討し、以下のような3つの基本施策（公園の魅力を高める施策、地域の魅力を高める施策、マネジメントシステムの構築と実践）に取り組みます。

実施すべき取り組みの内容は柔軟なものとし、各主体が協働して行い、定期的に進化させていきます。

【Ⅰ】公園の魅力を高める施策

- I-1 みどりの財産（公園の自然基盤）を守り、育てる
 - ・地域固有の自然環境や貴重な動植物、生態系を守る施策
 - ・生物多様性を高める施策
 - ・次世代育成、環境教育、普及啓発に関する施策
- I-2 既存の利用ゾーンを新たな魅力的空間として再生する
 - ・誰もがワクワクする魅力的な空間づくりの施策
 - ・自然を活かした創造的なあそびの場と仕組みづくりの施策
 - ・みどりや花を活かした景観づくりの施策
- I-3 多様な利用機会を発掘し、それに呼応する施設を検討する
 - ・様々な利用主体のニーズに応えるための受け皿に関する施策
 - ・園内での利用時間を最大限にするための資源評価に関する施策
 - ・後援の安全・快適な利用に関する施策
 - ・老朽化した施設の改良・改善に関する施策
 - ・ペットと一緒に楽しめる空間づくりの施策
- I-4 様々なメディア媒体を活用して速報性、普及性の高い公園情報を発信し続ける
 - ・誰にでも分かりやすく効果的に情報を提供するための施策
 - ・新たな利用者を発掘するための施策
 - ・デジタル化時代に即応した情報提供サービスに関する施策
 - ・情報ソースの多様化、伝達効率増大に関する施策

【Ⅱ】多様な機能で地域の魅力を高める施策

- II-1 自然の魅力を実感できる仕組みを構築する
 - ・地域固有の動植物や生態系に関する施策
 - ・自然資源の利活用に関する施策
 - ・環境保全活動団体や専門家等の活動との連携に関する施策
- II-2 地域活動の拠点となる様々な場を用意し、育てる
 - ・コミュニティ活動の活性化に関する事項

- ・子育て世帯の交流の場に関する事項
- ・隣接地域施設や店舗との連携に関する事項

II-3 農的体験・創造活動の機会拡充を図る

- ・公園における農体験に関する施策
- ・農業従事者との連携に関する施策
- ・地産農産物の導入に関する施策

II-4 ヘルシーパークの創造に向けた取り組みを広げる

- ・公園を活用した健康増進効果に関する施策
- ・医療施設や福祉施設と連携した健康づくりに関する施策

II-5 多様な交流・学習の要求に見合う場の構築を行う

- ・生涯学習の場として環境づくりに関する施策
- ・教育委員会やボーイスカウト団体との連携に関する施策
- ・小中学校や博物館、森のホール 21 等の教育文化施設との連携に関する施策
- ・関係するアクティビティの人材を育成するための施策

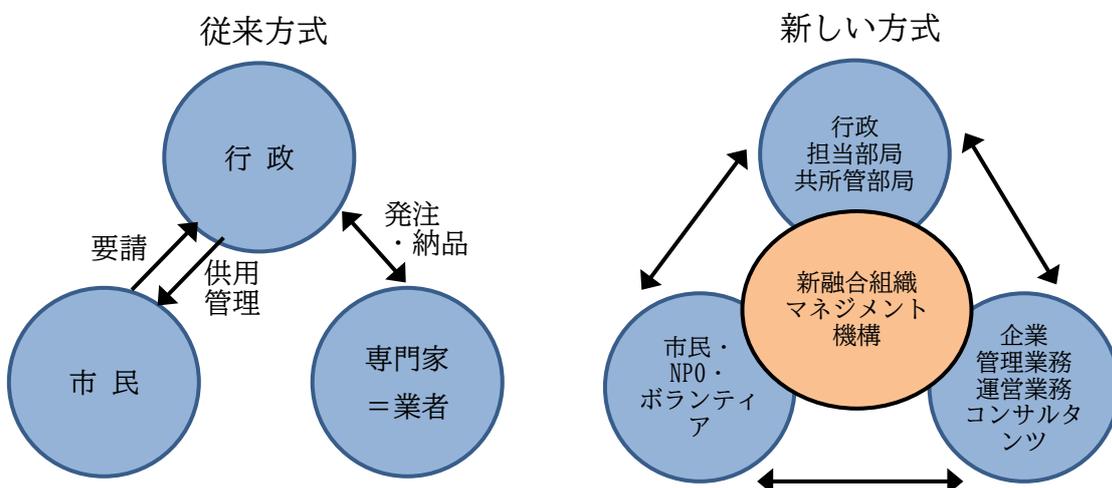
II-6 市民の生命・財産を守る体制とレジリエントな機能を構築する

- ・防災拠点としての公園の機能を高める施策
- ・災害応急体制の構築に関する施策
- ・防災力を高める地域の方策に関する施策
- ・業務継続計画の策定に関する施策

【Ⅲ】多様な主体が協働する新しいマネジメントシステムの構築と実践

Ⅲ-1 従来のマネジメントシステムを見直し、改善する

- ・従来方式の行政主導管理から新しい方式へ転換する
- ・多様な主体が行政と対等な立場で連携する仕組みをつくる
- ・全体を総括する新しい融合組織であるマネジメント機構を立ち上げる



Ⅲ-2 多様な主体が協働できる組織や体制を構築する

- ・ 民間のノウハウや資金の導入等実効性のある公民連携体制を構築する
- ・ マネジメントの核となる組織を設置し、運営する人材を育成する
- ・ マネジメントの一部を担う職種を創設し、役割を明確化する
- ・ プライドを持って関わるための新たな役割やネーミングを導入する
- ・ 計画内容、進め方、役割等のマネジメントの合意形成方法を策定する

Ⅲ-3 新しいマネジメントシステムを実践する

- ・ 運用規則により組織のルールを定める
- ・ 自ら財源を確保し、実行していく体制をつくる
- ・ マーケティング手法を導入し、施設改善、規制緩和等により利用の多様化に対応する
- ・ PDCA手法を改良し、情報共有、評価・改善システムを構築する

